

公立学校共済組合長野支部短期給付標準処理期間

申請等区分	申請等区分	標準処理期間			期間の概要
		所属所等が必要とする期間	支部処理(審査)期間	合計処理期間	
組合員等資格関係	組合員証の交付	15日	20日	35日	届出の日から証の交付が完了するまでの期間
	組合員被扶養者証の交付	15日	20日	35日	届出の日から証の交付が完了するまでの期間
	任意継続組合員証の交付		20日	20日	届出の日から証の交付が完了するまでの期間
	高齢受給者証の交付	15日	15日	30日	1. 70歳に到達した月の翌月初日から証の交付が完了する日までの期間(所属所での処理不要) 2. 70歳以上75歳未満の者を新たに組合員又は被扶養者として届出した日から証の交付が完了するまでの期間
	標準負担額減額認定証の交付	15日	15日	30日	届出の日から証の交付が完了するまでの期間
	特定疾病療養受療証の交付	15日	15日	30日	届出の日から証の交付が完了するまでの期間
	上記証の記載事項の訂正	10日	20日	30日	届出の日から訂正後の証の交付が完了するまでの期間
	上記証の亡失等による再交付	10日	20日	30日	届出の日から証の再交付が完了するまでの期間
	被扶養者の取消	15日		15日	届出の日から証の返納が完了するまでの期間
資格喪失証明の発行	10日	10日	20日	届出の日から証明書の発行が完了するまでの期間	
給付関係	療養費の支給	10日	45日	55日	請求の日から送金までの期間 (給付金の支払日は、「公立学校共済組合長野支部短期給付事務処理要綱」第5条に定めるとおりです。)
	家族療養費の支給				
	高額療養費の支給				
	移送費・家族移送費の支給				
	出産費・家族出産費の支給				
	埋葬料・家族埋葬料の支給				
	傷病手当金の支給				
	出産手当金の支給				
	休業手当金の支給				
	育児休業手当金の支給				
	介護休業手当金の支給				
	弔慰金・家族弔慰金の支給				
	災害見舞金の支給				
前納された任意継続掛金の還付		20	20日		

- (注) 1 標準処理期間のうち、所属所が必要とする期間とは組合員から申請書等を受理してから支部に到着するまでの期間とします。
 2 標準処理期間には、書類不備等により是正を求める補正期間は含まないものとします。
 3 標準処理期間には、郵送日数を含みます。